

取手市立高井小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※ 取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）
なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめへの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめの態様は、ひやかしからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもと、いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策について

(1) いじめ防止等の対策を推進するためのポイント

上記の事項並びに「取手市みんなでいじめをなくすための条例」を踏まえ、以下の六つのポイントを念頭に、いじめ防止の対策を推進していく。

①教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知

『軽微ないじめも見逃さない』

- ・「いじめ」の定義に基づいた確実ないじめの認知
- ・同じ指標で確実に認知していくための教職員研修

②「いじめ防止対策委員会」を核とした組織的な対応

『教員が一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む』

- ・「いじめ防止対策委員会」の実施（定例会月1回）
- ・組織内での役割の明確化
- ・気になる様子やトラブルの報告を集約する役割の分担

③教育相談体制の充実

『相談しやすい環境の中で、子どもをいじめから守り通す』

- ・全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。
- ・S Cや相談員等を活用し、相談しやすい環境作りを進める。

- ④いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成
『子ども達自身が、いじめについて考え、行動できるようにする』
- ・児童の自己肯定感の育成。（集団活動の中で自尊感情を持てるように）
 - ・話し合い活動の推進（自分たちの問題として、話し合い、考え、行動できるように）
- ⑤保護者との信頼関係に基づく対応
『保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る』
- ・加害・被害双方の児童の保護者の理解と協力を得る。
 - ・「学校いじめ基本方針」の周知
- ⑥地域、関係機関との連携
『社会全体の力を結成し、いじめに対峙する』
- ・関係各機関との連携、役割の分担を行い、被害児童の支援や加害児童の反省を促す指導を進める。

- なお、上記六つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するにあたっては、
- いじめの件数が多いことを持って、その学校や学級が問題あるという捉え方をしない。
 - いじめの行為の重大性や緊急性（加害児童の故意性、継続性等を含む）及びその行為により受けた被害児童の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて適切に対応する必要がある。
 - 行為を受けた児童が苦痛を感じていない場合でも、加害の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについての十分な理解を、教職員はもとより保護者・地域・関係機関等においても得ておく必要がある。

(2) いじめの対策と対処について

① 対処の基本的な流れ

対応手順	対応内容	対応のための手段		注意点・その他
1	いじめの端緒をつかむ	日常生活の中での観察・情報収集 (チーム指導, 教科担任授業を含む)		・「もしかしたら、嫌な思いをしている？」という観点で ・全職員で
2	発見・発覚	アンケート 本人・保護者等からの訴えなど		・本人や保護者からの訴えの場合、既に重大化している可能性有
3	聞き取り	記録を残す ・メモ	(被害児) ・担任にこだわらず、話しやすい教職員（ＳＣなど）が聞き取る。 ・嫌なこと、困ったことは何か？ ・それに対してどうなることを望んでいるか？（「大丈夫」「特にない」でも注意） (加害児) ・出来事についての事実確認を行う。 ・「いつ」「どこで」「誰が」「どんなことを」「どのように」「どうして」がわかるように。（事実の聞き取りの際は、良い悪いの評価や指導はしない） (第三者) ・見聞きした者や情報を提供した児童にも出来事について聞き取る。	

		※ 複数の教職員で、分担をして聞き取りを行う。 (加害児童が複数いる場合には、別室で同時に聞き取りを実施することも検討する。) ※ 保護者からの訴えの場合は、学校と保護者の認識にずれがないか、確認する。	
4	相談・報告	口頭またはメモしたものを集約して提出する。	・速やかに学年に相談 ・担任または学年の生徒指導担当は生徒指導主事に報告する。
5	認知・評価	・いじめ防止対策委員会において、いじめかどうか認定をする。 (急を要する場合は、生徒指導主事が仮認定を行う。) ・いじめがあると判断される場合には、校長に報告。 (深度レベル《②の表参照》により校長が初めから委員会に含まれる場合も有)	
6	対応方針の決定	決定内容を集約・記録	・被害児童の希望を尊重しつつ、いじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止対策委員会で協議し、学校長が決定する。
7	教育委員会への報告	・電話 ・文書による報告	・速やかに報告し、対応方針の指示を受ける。 ・学校が主体となって調査をした場合には、その都度報告する。
8	被害児童の保護者への報告	電話または家庭訪問	・いじめられた児童から聞き取った内容を保護者に報告。 ※ いじめた児童から聞き取った内容ではない ・学校としての対応方針を伝える。 ・調査や対応について、保護者の意向を確認する。 ※ 保護者の希望を全て受け入れるかは、注意が必要
9	追加調査	※ 必要に応じ、さらに聞き取り等の調査を行う。	
10	安全確保	・座席の変更 ・グループの編成の考慮等	・いじめられた児童の希望を確認して、教室等でのさらなる事象を回避する。
11	双方の保護者への連絡	・指導内容や今後の対応について、双方の保護者に連絡する。(できる限り直接話をすることが望ましい) ・いじめた児童の保護者が、いじめを認めず異議を唱えたとしても「見解の相違」として指導は行う。 ・謝罪の場を安易に設定しない。 ※ 加害児童・・・ 自発的に希望する 被害児童・保護者・・・希望する 関係修復の手法として適切と判断し、双方の保護者が同意しているかを確認する。	

1 2	加害児童 に対する指導	・複数の教職員で指導し，必要に応じて保護者の同席を求める。 ・反省を促し，自分の行為を自覚させる。 ・いじめを認めず，いじめがあったことを認定できない場合も，将来のための指導をする。 ・さらにいじめをやめない場合，出席停止を含めた学校の対応方針を伝える。	
1 3	防止措置の 検討と実施	文書等で記録 したものを共 有する。	・いじめ防止対策委員会等を開催し，い じめ防止体制の見直しや未然防止教育 の推進について，具体策を協議し，全 教職員がその認識を共有する。
1 4	経過観察	・各担任(学年) ・チーム指導 ・教科担任 ・S C 他	・組織的な見守りの体制を整え，相当の 期間経過観察を継続し，被害・加害双 方の児童に計画的な声かけや面談を実 施する。

② いじめの深度レベルと対応主体

深 度	い じ め の 主 な 例	主な対応者
レベル 1	◆ 1 対 1 の比較的軽度な言葉によるからかいや無視 ・言葉によるからかい ・無視 ・攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い，乱暴な振る舞い等）	各担任 (学年)
レベル 2	◆ 数名の軽度なことばによるいじめ ・仲間はずれ ・悪口・陰口・軽度の暴言 ◆ 軽微な器物損壊	各担任 学年担当 (生徒指導部)
レベル 3	◆ レベル 2 が継続する ◆ 精神的苦痛を伴う実害を生じるもの ・集団による誹謗中傷 ・「うざい」「死ね」などの暴言や書き込み ・軽度の暴力（軽く 叩く，足をかけるなど） ・物を隠す	学年生徒指導 担当 生徒指導主事 (いじめ防止対策 委員会) (学校長)
レベル 4	◆ レベル 3 が継続したり，繰り返し起こる ◆ 重度の実害が発生したもの ・長期間の集団無視 ・ぬれぎぬ ・服を脱がせる ・強要する ・重度の暴力（けがなどの被害が生じたもの） ◆ いじめによる不登校や転校を検討 (本人または保護者)	いじめ対策防止 委員会 学校長 (教育委員会)
レベル 5	◆ レベル 4 が継続したり，繰り返しおこる ◆ 極めて重い暴力 ・重度の傷害が生じたもの ・凶器の所持及び使用に伴うもの ◆ 犯罪行為の強要，恐喝行為	教育委員会 (警察等機関)

4 いじめ防止等の対策の取組と具体的な組織

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

なお、差別や偏見を防止する観点から次のような児童に特に配慮する。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童。
- ・性同一障害や性的指向・性自認に係る児童。
- ・東日本大震災により被災した児童、又は原子力発電所事故等により避難している児童。
- ・新型コロナウイルス等の感染症に感染した児童や家族。

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合がある。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

※ 普段の観察時に「いじめ発見のチェックシート」（別紙）を活用する。

◆早期発見のための学校としての取組

①教師と児童の普段のかかわり

普段から共感的な児童理解に努め、些細な変化や交友関係の観察把握に努める。

②組織での検討

児童に関する情報を職員が常に共有し、いじめ問題に対して組織的な対応を図る。

③学校生活（いじめ）アンケートの実施

月1回、また必要に応じて随時生活アンケート並びに調査活動等を実施する。

④教育相談の充実

希望教育相談並びに全児童を対象とした教育相談を定期的に設定し、児童の動向を観察する。（教育相談主任を中心に行う。）

⑤学校だよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発

いじめ防止並びに人権啓発を学校便りやHP等で積極的に保護者に呼びかける。

⑥いじめの相談・通報窓口について

学校以外の第三者機関を児童並びに保護者に周知徹底し、万が一のSOSサインを受け止められるようにする。

⑦家庭及び地域との連携

日頃から保護者とのコミュニケーションに心掛け、好ましい人間関係を作りながら積極的な児童の情報交換に努める。（電話連絡の積極的活用）

⑧関係諸機関との連携

所轄警察及び市子育て支援課と児童生徒たちの情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。

⑨いじめ問題に対する研修の充実

県教委並びに文科省作成の指導手引きやリーフレットを読み合わせるなど、職員個々のいじめに対する鋭い感覚を養う。

⑩インターネットを通して行われるいじめに対する対策

インターネットやラインと呼ばれる携帯電話による深刻ないじめの実態と対処法について職員並びに保護者に啓発を図る。

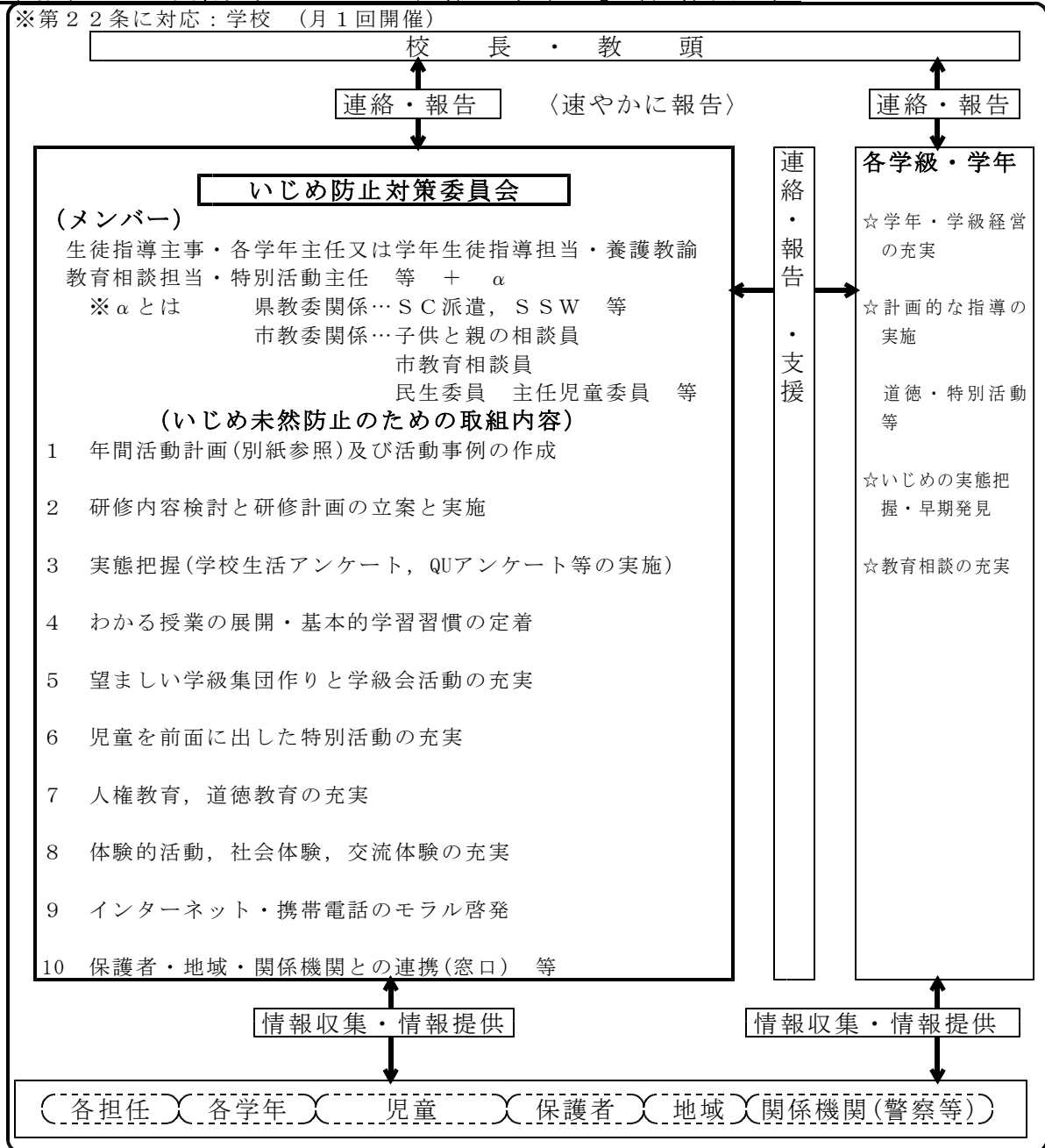
⑪チーム指導

複数の職員がチームを組んで対応していくことで、児童の様子や変化に早急に気づくようにする。

高井小いじめ防止・対応のための校内組織図

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」(組織図1)

※第22条に対応：学校（月1回開催）



(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応・早期解消）

いじめがあることが認知された場合，学校は直ちに，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等，組織的な対応を行う。また，家庭や教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ，関係機関等との連携を図る。

以下は，本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための本校の取組

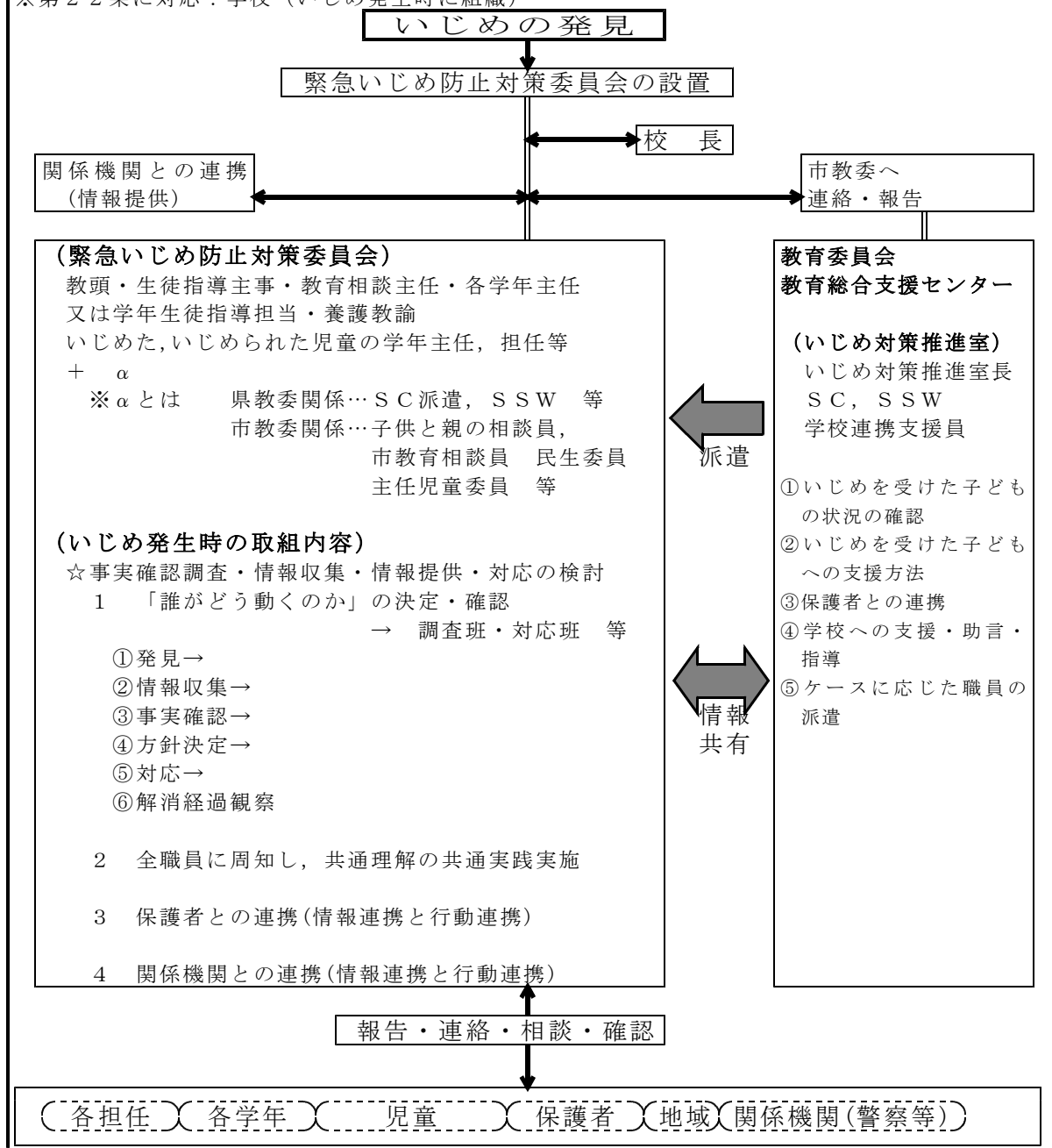
①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）組織図 2

②いじめへの具体的対応の手順

- ・ 情報のキャッチ（いじめに関する情報にアンテナを高くする）
↓
- ・ 仮判断（生徒指導主事）と被害児童の安全確保，情報の集約
↓
- ・ 対策チームの編成と立ち上げ（市教育委員会への報告）
↓
- ・ 対応方針の決定と役割分担の決定（校長を中心として）
↓
- ・ 関係機関（警察・児童相談所・カウンセラー）への報告連絡と連携の確保
↓
- ・ 事実究明と被害，加害児童とその保護者への支援並びに指導
↓
- ・ 学級の児童並びに一般保護者への対応

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」（組織図 2）

※第 22 条に対応：学校（いじめ発生時に組織）



※本校ではいじめ問題対策協議会（上記では「いじめ防止対策委員会」とする）」等を組織（第 22 条：平常時と発生時）し，いじめ防止のための年間指導計画等を学校全体で組織する。また，同協議会が保護者や関係諸機関との窓口となり，日頃より協力体制を築いておく。

※教職員が，いじめを発見したり，相談を受けたりした場合は，速やかに学校いじめ対策組織に対し，いじめに係る情報を報告しなければならない。（担任等がいじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ対策組織に報告しないのは，法律違反となる。）

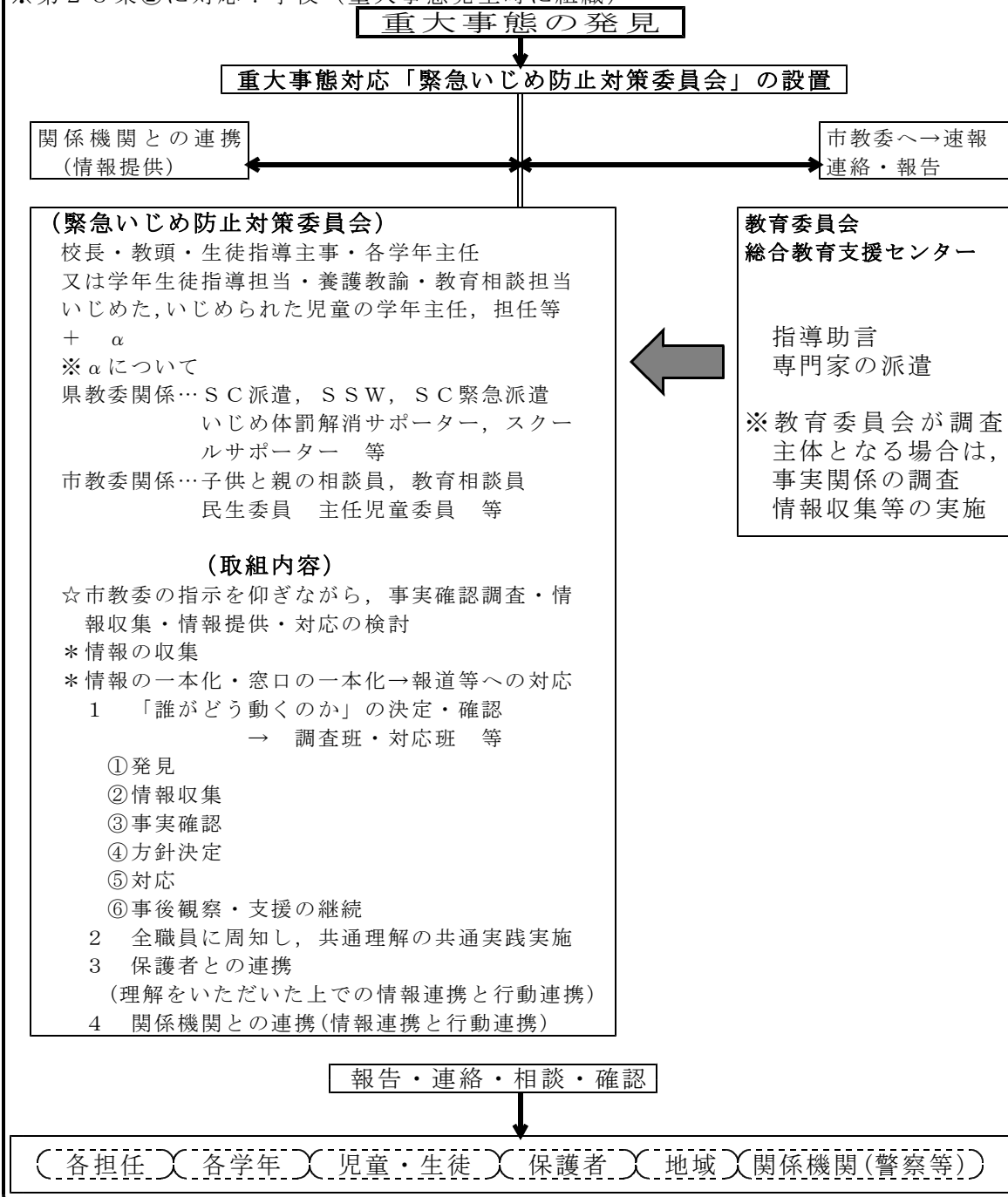
(4) 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
 - エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子供の教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
 - カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。
- 以下は、本校のいじめの「重大事態発生時」に対する取組である。

◆ いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」（組織図 3）

※第28条②に対応：学校（重大事態発生時に組織）



※重大事態とは、「いじめにより生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等），や「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手）である。

※本校では，事実関係が確定した段階でなく，「疑い」が生じた段階で調査を開始する。また，被害児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申立があったときは，重大事態が発生したものとして，報告・調査にあたる。さらに重大事態対応「緊急いじめ防止対策委員会」を緊急に立ち上げ，組織的に対応する。同時に，市教育委員会等関係機関の支援を仰ぎながら，一般児童等のメンタルヘルス・ケア等に万全を期し，全校児童並びに保護者の不安を解消する。

5 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ① いじめの未然防止・再発防止に関する取組についてホームページで公表する。
- ② いじめの早期発見・対応に関する取組について学校便りで公表する。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者，児童，教職員，学校評議員等で評価検証する。
- ④ いじめに関する点検評価に基づいて，いじめ防止基本方針の見直しを図る。
- ⑤ 学校評価の評価項目への位置付け

(2) いじめの「解消」について

いじめの解消の定義を規定する。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が，少なくとも3か月を目安にやんでいること。また，被害が心身の苦痛を感じていないこと。この2つの要件が満たされている必要がある。

(3) 特に配慮が必要な児童についての対応

人権問題への配慮から，下記の児童に対しては特に配慮が必要である。

- ・発達障害を含む，障害のある児童が関わるいじめ。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童。
- ・性同一障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ。
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童へのいじめ。
- ・新型コロナウイルス等の感染症に感染した児童や家族への配慮。